宮崎県公報

平成20年３月31日（月曜日）号外　第15号

発　行　宮　崎　県
印　刷　宮崎市旭１丁目６番25号
小柳印刷株式会社

発行定日　毎週月・木曜日
購読料（送料共）　1年　36,000円

目　　次

頁

規　　則

○宮崎県財務規則の一部を改正する規則………………（財政課）１

規　　則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事　東国原　英　夫

宮崎県規則第十八号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則（昭和三十九年宮崎県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　第三項の規定により委任を受けたかい長は、特別の必要があって知事の承認を受けたときは、同項の規定により委任を受けた事務の一部を当該かいに所属する職員に専決させることができる。

第三条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定にかかわらず、次の事務は県税・総務事務所又は西臼杵支庁のかい長に委任する。

一　所管区域（県税・総務事務所にあっては、県税及び総務に関する事務の所管区域）内に所在する出先機関等の物品の購入（物品の購入等の事務に関する規則（平成十年宮崎県規則第三十五号）第二条第一項に規定する物品の購入をいう。）に係る受払通知、支出負担行為及び支出命令に関すること。

二　同一の庁舎に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所に係る報酬、職員手当、賃金、報酬及び賃金に係る共済費並びに旅費の支出負担行為及び支出命令に関すること。

第四条第一項第一号中「総務事務センター課長補佐」の下に「（総括）」を加える。

第五条第四号中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改め、同条第五号中「県税事務所の出納員（宮崎県税事務所の出納員を除く。）」を「宮崎県税・総務事務所以外の県税・総務事務所の納税管理課長（都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所にあっては、管理課長）である出納員」に、「県税事務所に」を「県税・総務事務所に」に改め、同条第五号の二中「宮崎県税事務所の」を「宮崎県税・総務事務所の管理課長である」に、「宮崎県税事務所に」を「宮崎県税・総務事務所に」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の三　県税・総務事務所の総務事務センター課長（日南県税・総務事務所、都城県税・総務事務所及び延岡県税・総務事務所にあっては、総務商工センター課長）である出納員　当該県税・総務事務所に属する第四号ア及びウからキまでに掲げる事務を行うこと。

第八条第二項中「技術員を除く」を「物品に関する事務を担当する者に限る」に改める。

第二十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、同一目内における歳出予算の流用については、総務部長への報告をもってこれに代えることができる。

第四十九条第一項中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に、「宮崎県税事務所長」を「宮崎県税・総務事務所長」に改め、同条第三項中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

第四十九条の二から第五十一条の二までの規定中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

第六十四条第一項中「郵便局又は」を削る。

第七十七条の三中「郵便局払」を「郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいい、郵便貯金銀行を所属銀行とする 銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。）を含む。）払」に改める。

第百一条第二項第六号中「随意契約」を「令第百六十七条の五及び第百六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約」に改める。

第百二条の見出し中「代る」を「代わる」に改め、同条第四号中「郵便為替証書」を「為替証書（郵便貯金銀行（郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）が発行する為替証書をいう。以下同じ。）」に改める。

第百二条の二第一項第五号中「郵便為替証書」を「為替証書」に改める。

第百六条第一項第一号中「指名競争契約」を「一般競争契約、指名競争契約」に改める。

第百二十二条第四項中「工事若しくは工事に関する業務の請負又は」を「工事、工事に関する業務、庁舎管理に関する業務若しくは職員宿舎管理業務の請負、」に改め、「限る」の下に「。次項において同じ」を、「売払い」の下に「又は公有財産の貸付け」を加え、同条に次の一項を加える。

5　前項の規定により、普通財産の売払い又は公有財産の貸付けに係る契約について、一般競争入札の執行前に当該契約に係る予定価格を公表するときは、第一項の規定にかかわらず、予定価格調書は封書にすることを要しない。

第百六十条第二項を次のように改める。

2　物品の受入れの通知は、予算執行伺による物品の購入にあっては予算執行伺に、寄贈物品の受入れにあっては寄贈物品受入調書に押印することにより行うものとし、物品購入要求書による物品の購入の場合にあっては調達決定に関する書類を送付することにより行うものとする。

第百八十五条及び第百八十七条第二項中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条、第五条関係）

出先機関名	かい名
女性相談所	中央福祉こどもセンター
きりしま寮	中央福祉こどもセンター
中央児童相談所	中央福祉こどもセンター
都城児童相談所	南部福祉こどもセンター
延岡児童相談所	北部福祉こどもセンター
食品開発センター	工業技術センター
病害虫防除・肥料検査センター	総合農業試験場
県立宮崎西高等学校附属中学校	県立宮崎西高等学校

別表第二中

「

県税事務所	総務課長

」を

「

県税・総務事務所	管理課長又は納税管理課長及び総務事務センター課長又は総務商工センター課長

」に、

「

中央福祉相談センター	副所長
福祉事務所（中部福祉事務所を除く。）	総務課長

」を

「

福祉こどもセンター	副所長
福祉事務所	総務課長

」に、

「

消費生活センター	副所長
都城児童相談所	副所長
延岡児童相談所	副所長
こども療育センター	事務長

」を

「

消費生活センター	副所長
こども療育センター	事務長

」に改める。

別表第三本庁会計課の出納員の項中

「

総務課の金銭分任出納員	一　宮崎県情報公開条例第二十五条及び宮崎県個人情報保護条例第二十八条に規定する公文書の写し並びに宮崎県情報公開条例第二十四条の規定により県が行う情報提供に係る資料の写しの作成に要する費用の収納に関すること。 二　総務課に属する入札保証金及び契約保証金の受入れ並びに受け入れた当日に直ちに還付する必要のある入札保証金の還付に関すること。
総務事務センターの金銭分任出納員	診療報酬の収納に関すること。
福祉保健課の金銭分任出納員	介護福祉士等修学資金貸与金に係る返還金の収納に関すること。

」を

「

総務課の金銭分任出納員	一　宮崎県情報公開条例第二十五条及び宮崎県個人情報保護条例第二十八条に規定する公文書の写し並びに宮崎県情報公開条例第二十四条の規定により県が行う情報提供に係る資料の写しの作成に要する費用の収納に関すること。 二　総務課に属する入札保証金及び契約保証金の受入れ並びに受け入れた当日に直ちに還付する必要のある入札保証金の還付に関すること。
福祉保健課の金銭分任出納員	介護福祉士等修学資金貸与金に係る返還金の収納に関すること。

」に、「児童家庭課」を「こども政策課」に、

「

障害福祉課の金銭分任出納員	心身障害者扶養共済制度の掛金の収納に関すること。

」を

「

障害福祉課の金銭分任出納員	心身障害者扶養共済制度の掛金の収納に関すること。
健康増進課の金銭分任出納員	未熟児養育医療制度の自己負担金の収納に関すること。

」に、「中央福祉相談センター及び福祉事務所（中部福祉事務所を除く。）」を「福祉こどもセンター及び福祉事務所」に改め、「宮崎県議会情報公開条例第二十六条及び宮崎県個人情報保護条例第二十八条に規定する公文書の写し」の下に「並びに宮崎県議会情報公開条例第二十五条の規定により議会が行う情報提供に係る資料の写し」を加え、同表県税事務所の出納員の項中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改め、同表西臼杵支庁、中央福祉相談センター及び福祉事務所（中部福祉事務所を除く。）の出納員の項中「中央福祉相談センター及び福祉事務所（中部福祉事務所を除く。）」を「福祉こどもセンター及び福祉事務所」に、「中央福祉相談センター及び当該福祉事務所」を「当該福祉こどもセンター及び福祉事務所」に改め、同表中央福祉相談センター及び児童相談所（中央児童相談所を除く。）

の出納員の項中「中央福祉相談センター及び児童相談所（中央児童相談所を除く。）」を「福祉こどもセンター」に、「中央福祉相談センター及び当該児童相談所」を「当該福祉こどもセンターの金銭分任出納員」に改め、同表北部港湾事務所の出納員の項中「延岡駐在所及び」を削る。

別表第五14の項中「登記済証写」を「登記完了を証する書類」に改める。

別表第九を次のように改める。

別表第九（第百五十二条関係）

出先機関名	かい名
女性相談所	中央福祉こどもセンター
きりしま寮	中央福祉こどもセンター
中央児童相談所	中央福祉こどもセンター
都城児童相談所	南部福祉こどもセンター
延岡児童相談所	北部福祉こどもセンター
食品開発センター	工業技術センター
病害虫防除・肥料検査センター	総合農業試験場
県立宮崎西高等学校附属中学校	県立宮崎西高等学校

別表第十中

「

人事課	自治学院
西臼杵支庁	西臼杵農業改良普及センター
衛生管理課	食肉衛生検査所
商工政策課	商工労政事務所
産業技術専門校	産業技術専門校高鍋校
水産政策課	高等水産研修所
農林振興局	地域農業改良普及センター（西臼杵農業改良普及センターを除く。）
総合農業試験場	畑作園芸支場

」を

「

人事課	自治学院
衛生管理課	食肉衛生検査所
産業技術専門校	産業技術専門校高鍋校
水産政策課	高等水産研修所
総合農業試験場	畑作園芸支場

」に改める。

附　則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。